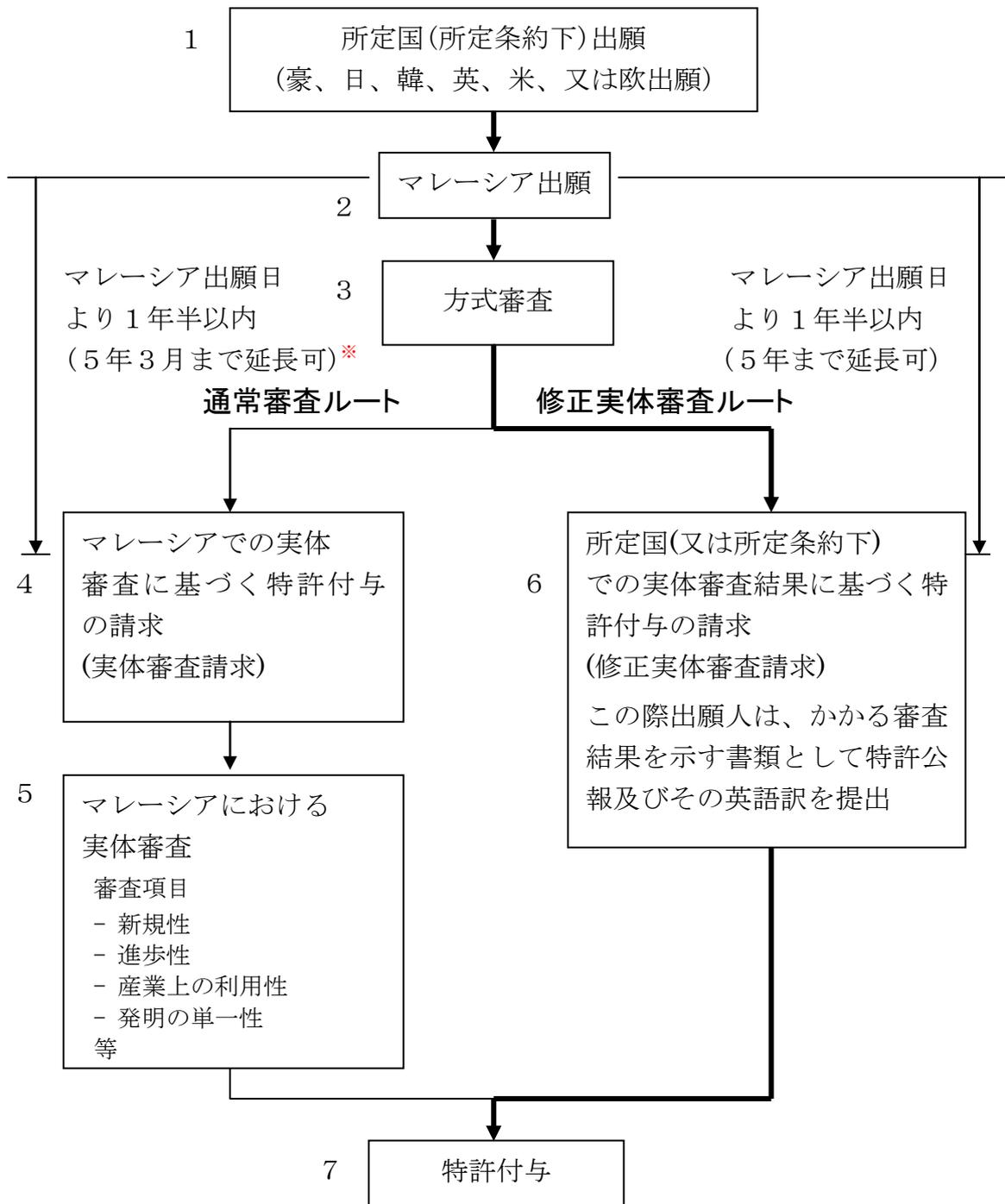


マレーシア特許出願審査手続フロー



注1： 選択肢2(修正実体審査)の場合、マレーシアにおいて簡単な追加的審査が行われる。この審査では、進歩性、産業上の利用性、及び発明の単一性についての審査は行われず、新規性等についての確認の余地を残しているのみ。

注2： 選択肢2(修正実体審査)の場合、所定国(又は所定条約下)で特許を得た明細書・図面の内容がマレーシア出願のものとは異なっていれば、両者が同一となるようマレーシア出願の明細書・図面を補正する補正書を提出する必要あり。

注3： 選択肢1(実体審査)の場合でも、所定国(又は所定条約下)での実体審査結果をマレーシアにおける審査の参考情報として提出することが特許法施行規則により求められている。

※ 2006年8月の規則改正により、出願後5年以内に所定国特許庁から審査結果を得られず修正実体審査を請求できない場合でも、期間経過後3ヶ月間は通常審査を請求することが可能となった。